

伊万里市条例第18号

伊万里市印鑑条例の一部を改正する条例

伊万里市印鑑条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「、電子証明書に係る」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、「利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分及び「、電子証明書に係る」を削る部分は、公布の日から施行する。